

## 公社分収林事業の利用間伐事業に係る特記仕様書

公社分収林事業である企画提案型利用間伐等促進事業等の利用間伐事業においては、公益社団法人新潟県農林公社造林事業請負作業標準仕様書によるものの他、この特記仕様書によるものとする。

### 第1 利用間伐

1. 施業基準は公社造林第1 1次5カ年計画に定めるところによる。
2. 上記の他、樹冠長率、形状比等により密度管理が必要な団地とする。
3. 伐採に当たっては、残存木を損傷することのないように十分留意するとともに、処理については、残存木の生育及び管理を妨げることのないよう留意する。
4. 伐採木の選定に当たっては、伐採前にビニールテープ等で選木状況が分かるように示し、監督員の指示を得なければならない。

### 第2 森林作業道開設基準及び路網密度

1. 森林作業道の作設基準は、新潟県森林作業道開設基準による。
2. 主に車両系システム（緩斜面地形）による集材作業は、路網密度（既設路網を含む）150m～200m/haを目安とする（プロセッサ、ウインチ、グラップル、フォワード）。  
また、路網間隔は収穫予想樹高の2倍以上とする。
3. 架線系システム（急峻な地形）による集材は、路網密度（既設路網を含む）100m/ha程度とする（スイングヤーダ、ウインチ、プロセッサ、フォワード等）。  
なお、列状間伐を行なって集材する場合は、原則としてこの第3項を適用する。

### 第3 造材・立木の販売

1. A、B材を造材する場合は、直近の市場動向を調査し有利販売できるよう努めること。
2. 元口の処理に当たっては、商品価値が下がらないよう留意すること。
3. 原則として山土場で検知するが、C材等これによりがたい場合は、トン数から材積を求めること。
4. 伐採した木材は、事業年度内に自社買取りを含め処理を完了すること。

### 第4 地域住民等への情報提供と公衆災害の防止

1. 施工者は、重機の搬入、搬出及び木材の搬出に当たっては、予めその作業の概要を施工付近の住民の方々に情報提供するとともに、その協力を求めなければならない。
2. 施工者は、運搬事業者と連絡を密にし、公衆災害の防止に努めなければならない。